

## 施設マネジメントアクションプラン第1期（素案）の修正について

## (1) 修正内容

パブリック・コメントや市民説明会における市民の意見（地域の活性化や施設の有効活用の必要性）等を踏まえ、アクションプランの策定期間を延期し、個々の施設ごとに地権者など関係者と協議を進めてきた結果、最終的な策定にあたって、市民に分かりやすいようできるだけ具体的に記載するとともに、一部の施設については、もう少し時間をかけて関係者の理解を得るため方向性を変更する。

## (2) 具体的な修正点

## 1 解体又は有効活用を予定する施設の明示

廃止施設のうち、第1期中解体予定の施設は下線を引き、それ以外は有効活用を図る事を明示する。	
方向性	施設名称
機能廃止	<u>研修センター</u> 、地域活性化施設、大安寺キャンプ場、野外趣味活動施設、越前水仙の里公園（浜北山町）、そば工房木ごころ、みやま長寿そば道場ごっつおさん亭、川西テニスコート、こしの高齢者ふれあいセンター、美山デイサービスセンター和貴苑
集約化（廃止）	車両基地、 <u>清水社会福祉センター</u> 、治水記念館、マイドーム清水、 <u>国見岳休養施設</u> 、SSTランド、 <u>森田分遣所</u> 、 <u>旧足羽保育園</u> 、旧麻生津西保育園、旧南部保育園
複合化（移転）	<u>越廼総合支所</u> 、 <u>順化公民館</u>
転用（移転）	<u>一乗公民館</u>

## 2 地域活性化に向けた減免制度の新設

現行	普通財産の貸付の減免対象が、公共団体や公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときに限られる。
素案段階	○有効活用に向けた条件整理 今後、地元や現管理団体など、関係者と協議を行い、廃止施設の有効活用に向けた条件整理を行う。
策定段階	○地域活性化に向けた減免制度の新設 今後、中山間地域等の区域にある廃止施設については、地域の振興に資することを目的とした事業を行う者に対して、新たに貸付の減免制度を設けることで、地域の活性化を図る。

## 3 方向性を見直し規定の追記

施設の方向性について、より大きな財政効果や市民サービスの向上が期待される場合には、見直しを検討することとする。 【例】 **機能廃止** → **民営化**

## 4 個別施設の主な変更について

施設名	変更前		変更後	
	方向性	判定内容	方向性	判定内容
文化会館	方針決定	耐震性が劣っていることに加え、施設本体や設備の老朽化が著しいことから、 <u>施設の老朽化等の状況について調査を行い、その結果に基づき、今後の施設利用の方針を決定する。</u> なお、新文化会館については、整備基本計画（平成30年3月策定）において東公園に移転新築する方針を決定しているが、財政再建計画に伴い先送りになっている。	方針決定	耐震性が劣っていることに加え、施設本体や設備の老朽化が著しいことから、 <u>文化会館を廃止し、新文化会館開館までの期間、フェニックス・プラザを代替施設とする。</u> 新文化会館については、整備基本計画（平成30年3月策定）において東公園に移転新築することとしている。今後、 <u>財政再建計画の進捗状況等を踏まえ、整備基本計画の見直しを行う。</u>
リズムの森	集約化（廃止）	利用者が減少しているとともに、近隣に類似施設（一乗滝小次郎の里ファミリーパーク）があるため、 <u>指定管理期間（～令和4年度）満了以降に、当該類似施設へ集約化する。</u>	方針決定	利用者が減少しているとともに、近隣に類似施設（一乗滝小次郎の里ファミリーパーク）があるため、 <u>方向性としては集約化（廃止）であるが、関係者の理解や利用者数の推移も踏まえ、できるだけ早く方針を決定する。</u>
美山庭球場「ウイंक」	機能廃止	類似施設（わかばテニスコート、西公園テニスコート、きららパーク）があり、利用者数が少ないため、 <u>指定管理期間（～令和元年度）満了以降に、施設の機能を廃止する。</u>	方針決定	類似施設（わかばテニスコート、西公園テニスコート、きららパーク）があり、利用者数が少ないため、 <u>方向性としては機能廃止であるが、関係者の理解や利用者数の推移も踏まえ、できるだけ早く方針を決定する。</u>
清水高齢者福祉センター	機能廃止	地区内で高齢者の通いの場の整備が進む中、公の施設としての設置意義が薄れているとともに、類似施設（ふくい健康の森生きがい交流センター）があるため、 <u>施設の機能を廃止する。</u>	方針決定	地区内で高齢者の通いの場の整備が進む中、公の施設としての設置意義が薄れているとともに、類似施設（ふくい健康の森生きがい交流センター）があるため、 <u>方向性としては機能廃止であるが、関係者の理解や利用者数の推移も踏まえ、できるだけ早く方針を決定する。</u>
美山楽く楽く亭	機能廃止	地区内で高齢者の通いの場の整備が進む中、公の施設としての設置意義が薄れているとともに、採算性が低く、財政的な負担が大きいため、 <u>指定管理期間（～令和4年度）満了以降に、施設の機能を廃止する。</u>	方針決定	地区内で高齢者の通いの場の整備が進む中、公の施設としての設置意義が薄れているとともに、採算性が低く、財政的な負担が大きいため、 <u>方向性としては機能廃止であるが、関係者の理解や利用者数の推移も踏まえ、できるだけ早く方針を決定する。</u>